

2024 年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 食料品価格等の物価高騰に伴う子ども食堂の負担軽減のため、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和 55 年規則第 8 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、2025 年 2 月 28 日時点において開設済の県内の子ども食堂を運営する者（以下「運営者」という。ただし、市町村を除く。）であって、運営する子ども食堂について、2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの間において、別表 1 に定める頻度で子ども食堂を開催し、2025 年 4 月以降も引き続き 2 か月に 1 回以上の頻度で継続して開催する意思のある者とする。なお、対面での開催が困難な場合に代替として実施するフードパントリー及び弁当配布については開催実績に含めることができるものとする。

(対象期間)

第3条 支援金の対象期間は、2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの開催分とする。

(交付額)

第4条 支援金は、子ども食堂 1 か所につき開催回数に応じて定額で交付するものとし、その交付額は別表 2 のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする運営者は、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付申請書（請求書）（様式第 1）（以下「申請書」という。）及び愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金の申請に関する誓約書（様式第 2）（以下「誓約書」という。）を、子ども食堂 1 か所ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、申請書及び誓約書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 交付の決定及びその通知は、支援金を交付すべきものと認めた運営者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を運営者からの請求書とみなす。

3 第 1 項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 愛知県補助金等交付規則第 13 条に定める実績報告は、申請書及び誓約書をもって代えるものとする。

(決定の取消し等)

第8条 知事は、支援金の交付をした場合において、運営者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが
適当でないと認められた場合

(調査)

第9条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた運営者は、前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2025年2月17日から施行し、2024年10月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

各期間における、所定の開催回数をすべて満たすこと。

【2025年1月31日までに新規開設した場合】

期間	回数（実績）
2024年10月1日から11月30日まで	1回以上 ^{*1}
2024年12月1日から2025年1月31日まで	1回以上
2025年2月1日から3月31日まで	1回以上

^{*1} 2024年12月1日から2025年1月31日までに新規開設した子ども食堂に限っては、2024年10月1日から11月30日までの開催実績は不要とする。

【2025年2月1日以降に新規開設した場合】

期間	回数（実績）
2025年2月1日から2月28日まで	1回以上 ^{*2}
2025年3月1日から3月31日まで	1回以上

^{*2} 2025年3月1日以降に新規開設した子ども食堂は対象外とする。

別表2（第4条関係）

区分	開催回数	交付額
A	週1回以上	140,000円
B	週1回未満	70,000円

備考

- 開催回数については、2024年10月1日から2025年3月31日までの開催実績が25回以上である場合に区分Aを適用する。

なお、子ども食堂の開設年月日が2024年10月8日以降である場合は、次の計算により求められた回数以上である場合に、区分Aを適用する。

$$25 \text{ 回} - \left[\frac{\text{「10月1日から子ども食堂の開設年月日までの日数」} \div 7}{\text{（開設当日は不算入）（1未満は切り捨て）}} \right]$$

（例）11月10日に1回目開催の場合

$$25 \text{ 回} - (40 \text{ 日間} \div 7) = 25 - 5 = 20 \text{ (20回以上の場合、区分Aを適用)}$$

- 上記1に関わらず、2025年2月1日以降に新規開設した場合は区分Bを適用する。

- 同日に複数回の子ども食堂を開催する場合であっても、「1回」と取り扱うものとする。

申請日

年 月 日

愛知県知事 殿

2024 年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金交付申請書（請求書）

愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金の交付を受けたいので、同交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 申請者

フリガナ			
申請団体名 (個人の場合は氏名)			
フリガナ			
代表者の職・氏名 (個人の場合は空白)	職	氏名	
申請団体の所在地 (個人の場合は住所)	〒 —		
連絡先	電話番号		
	メール アドレス		

2 子ども食堂について

子ども食堂の名称			
子ども食堂の所在地		〒 —	
運営責任者氏名			
申請手続に関する 担当者の氏名			
連絡先	電話番号		
	メール アドレス		

3 申請（請求）する金額（該当欄に「○」を記入すること）

該当	区分	開催日数	交付額
	A	週 1 回以上開催	140, 000 円
	B	週 1 回未満開催	70, 000 円

<記載上の注意>

- ・子ども食堂 1 か所ごとに申請書を作成してください。
- ・この申請書は、愛知県において交付決定したのち、支援金の請求書として取り扱います。

様式第2

2024 年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金の申請に関する誓約書

2024 年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請にあたり下記のことを誓約します。

記

1	定款又は会則を備えています。
2	公序良俗に反する活動を行う者や団体ではありません。
3	営利・宗教・政治活動に利用しません。
4	暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者又は団体ではありません。 また、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではありません。
5	愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を受けていません。
6	国税及び地方税を滞納していません。
7	支援金の交付を受けたときは、子ども食堂の食材費高騰分に充てる他、子ども食堂の運営に係る経費以外には用いません。
8	交付要綱第 8 条に該当する事案が判明した場合には、支援金の申請を取り下げます。また、支援金交付後に判明した場合は愛知県にその旨を速やかに報告します。
9	衛生管理及び事故防止の徹底に努め、安全な運営を行います。
10	運営している子ども食堂について、開設年月日、2024 年 10 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの開催実績は、別紙のとおりです。
11	2025 年 4 月以降も引き続き 2 か月に 1 回以上の頻度で子ども食堂を開催します。

誓約日

年 月 日

愛知県知事 殿

誓約者住所	様式 1「2024年度愛知県子ども食堂食材費高騰対策支援金 交付申請書（請求書）」の「1 申請者」欄に記載の内容と同じ
誓約者氏名	

別紙

子ども食堂の開催状況

子ども食堂名	
開設年月日 (初めて子ども食堂を開催した日)	年 月 日

1 開催実績 (2024年10月 1 日から2025年 3 月31日まで)

月	開催日	回数
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

【注意】

- ・ 具体的日付の記載が必要です。
(「頃」「毎週○曜日」など、不確定の文言を御記入の場合には、支援金を交付できない場合があります)
- ・ 同日に複数回の子ども食堂を開催する場合であっても、「1回」と取り扱うものとします。